

## 五泉市ホームページ広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、五泉市広告掲載取扱要綱（平成24年2月1日施行）に定めるもののほか、五泉市ホームページ（以下「市ホームページ」という。）にバナー広告を掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び範囲)

第2条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市ホームページの公共性、公益性及び品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人宣伝に係るもの
- (4) 法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (6) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (7) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市ホームページに掲載する広告として市長が適当でないとするもの

(広告の掲載位置及び枠数並びに規格等)

第3条 掲載する広告の位置及び広告の枠数は、市長が別に定めるものとし、広告バナーの規格は次のとおりとする。

- (1) 縦60ピクセル、横215ピクセル
- (2) 形式 GIF、JPEG
- (3) アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可
- (4) データ容量 100KB以下

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1か月単位とし、12か月を超えないものとする。また、市長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、市長が別に定める。

(掲載申込者の募集及び申込み)

第5条 市長は、広告掲載申込者（以下「申込者」という。）を広報ごせん及び市ホームページの掲載等により募集する。

2 申込者は、広告掲載申込書（様式第1号）に掲載する広告案（電子データを含む）を添えて申込むものとする。その際、市長は申込者に関する資料を求めることができる。

(掲載の決定等)

第6条 市長は、広告掲載申込書の提出があったときは、掲載の可否を決定し、その結果を広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者へ通知する。

2 市長は、申込者が掲載枠数を超えるときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載申込月数の多いものを優先することができる。

(1) 市内に事業所、営業所等を有するもの（以下「市内事業者」という。）

(2) 市内に事業所、営業所等を有しないもの（以下「市外事業者」という。）

3 前項の規定によっても、なお掲載枠数を超えるときは、抽選により決定する。

4 広告掲載決定通知を受けた者（以下「広告主」という。）は、広告の原稿を市長が指定する方法により、市長が指定する期日までに提出するものとする。

(広告掲載料)

第7条 広告掲載料は、1枠あたり市内事業者は月額8,000円、市外事業者は月額10,000円とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲載期間が6か月以上11か月以内の場合は、広告掲載料の月額を前項に規定した月額から5%減額した額とし、掲載期間が12か月の場合は、10%を減額した額とする。

3 広告主は、広告掲載料を市長が指定する期日までに一括して前納するものとする。

(広告主の責任)

第8条 広告主は、広告バナー及び自らが指定したリンク先ページの内容に関して、一切の責任を負うものとする。

(広告掲載決定の取消し)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取消することができる。

(1) 広告主がこの要領に違反したとき。

(2) その他市長が特に必要があると認めたとき。

(リンクの一時的解除等)

第10条 市長は、広告掲載後に、リンク先ページの内容等が第2条各号のいずれかに該当するときは、リンクの一時的解除を行い、リンク先ページの内容等の変更を広告主に対して求めることができる。

(広告の削除)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主に対して通知することなく、広告掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

(1) 前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。

(2) 掲載広告、リンク先ページの内容又は広告主が第2条各号のいずれかに該当するとき。

2 前項の規定により広告掲載の一時中止又は広告の削除をした場合において、広告主に損害が生じても市はその賠償の責めを負わない。また、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告等の変更)

第12条 広告主は、1か月を単位として広告バナー又はリンク先ページアドレスを変更することができるものとし、広告バナーを変更する場合は広告変更申込書（様式第3号）

を提出するものとする。

2 第6条の規定は、前項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の取り止め)

第13条 広告主は自己都合により、広告掲載の取り止めに市を求めることができるとし、広告掲載を取り止めようとするときは広告掲載取止申出書(様式第4号)を提出するものとする。

2 前項の規定により広告掲載を取り止めた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第14条 市の都合により広告掲載ができなかったときは、掲載ができなかった日数に応じて掲載期間を延長する。ただし、広告掲載ができなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第15条 市長は、前条の規定による掲載期間の延長が困難なときは、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。ただし、天災その他非常事態により市ホームページの運用が一時停止した場合には、広告掲載料は返還しない。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

3 前各項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月22日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年11月1日から施行する。